令和５年７月１９日

火災共済・自動車共済加入者　各位

秋田青色申告会

大雨被害に関する各種共済の対応について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

去る７月１４日からの大雨により被害を受けられた皆様に対して、心からお見舞い申し上げます。

さて、当会では秋田県火災共済協同組合の代理所として「火災共済及び自動車共済」の業務委託を受けております。

つきましては、この度の大雨被害の対応についてご連絡いたします。

共済金支払対象については、下記のとおりですので、ご契約内容をご確認のうえ、対象となる方はご連絡くださいますようお願いいたします。

また、何かご不明な点がございましたらお問い合わせください。

この後も本県に大雨の予報が出ておりますので、皆様におかれましては、十分にお気をつけいただければと存じます。

敬具

記

１．共済金支払対象について

【火災共済】

◎総合火災共済（住宅・普通物件）加入者

・普通物件：地盤面より４５ｃｍ以上の浸水があった場合。

・住宅物件：居住部分が床上浸水した場合。

◎新総合火災共済Ｄタイプ加入者

・建物及び家財：家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より４５ｃｍ以上の浸水により損害が生じた場合。

◆◎準備いただくもの：①共済保険契約証書　②被害状況がわかる写真

※当会で連絡を受けた場合、秋田県火災共済担当職員が現地調査の上、詳細な被害状況を聞き取りし対応いたします。

【自動車共済】

◎車両共済（一般車両）または「車対車＋危険限定」加入者

◆準備いただくもの：①共済保険契約証書　②免許証のコピー　③車検証のコピー

※当会で連絡を受けた場合、受付後に秋田県サービスセンターから加入者へ連絡し対応いたします。

２．本件に関する問合せ

秋田青色申告会　事務局

ＴＥＬ：０１８－８９３－４１１５　　ＦＡＸ：０１８－８９３－４１１６

Ｅ-mail：aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp